

船舶事故調査報告書

平成23年1月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲也
委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月21日（土） 20時20分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港内 鹿児島港本港東A防波堤南灯台から真方位090°400m付近 (概位 北緯31°35.6′ 東経130°34.6′)
事故調査の経過	平成22年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 あき丸、7.3トン 292-44671鹿児島、個人所有 12.80m (Lr) × 3.00m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、382.46kW、平成12年3月 B 小型兼用船 第五 ^{みよ} 美代丸、1.5トン 295-38576鹿児島、個人所有 7.80m (Lr) × 1.85m × 0.64m、FRP ディーゼル機関、80.91kW、昭和62年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 30歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年2月21日 免許証交付日 平成22年3月26日 (平成27年3月25日まで有効) B 船長B 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月11日 免許証交付日 平成18年1月20日 (平成23年3月13日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に擦過傷、操舵室左舷側の窓ガラスを破損
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、観覧客6人を乗せ、かごしま錦江湾サマーナイト大花火大会（以下「本件花火大会」という。）を観覧する目的で、船首を北に向けて鹿児島港内で錨泊中、船長Aが至近に迫ったB船に気付いた直後、平成22年8月21日20時20分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、監視員2人を乗せ、本件花火大会の

	<p>警戒業務を行っていたところ、20時18分ごろ、船長Bが右舷船首方200m付近に航泊禁止区域に進入する船舶（以下「進入船」という。）を、また、左舷船首方200m付近に錨泊するA船を視認し、進入船に注意するため、同船に向けて4～5ノット（kn）の対地速力で手動操舵により鹿児島港内を南西進した。</p> <p>B船の右舷方には、花火観覧中の旅客船が船体姿勢を維持するため、適宜、主機関やバウスラスタを使用しており、B船は、潮流及び旅客船が起こした水流により左方に圧流されていたが、船長Bは、進入船を見ていたので、A船に接近していることに気付かずに航行し、衝突直前に至近に迫ったA船に気付き、右舵一杯としたがA船と衝突した。</p> <p>船長Bは、海上保安部等に連絡後、引き続き警戒業務に当たり、A船は、自力で係留地へ帰航した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波 ほとんどなし、潮流 約1～2knの南流</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本件花火大会は、19時30分～20時40分の間、鹿児島港本港地区で行われ、その際、航泊禁止区域が設定されていた。</p> <p>船長Aは、花火を見ていて、接近するB船に気付かなかった。</p> <p>A船は、白色全周灯を点灯していた。</p> <p>B船は、マスト灯、舷灯1対及び船尾灯に加えて、黄色全周灯を点灯していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、鹿児島港内において錨泊中、船長Aが、花火を見ることに意識が向いて、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、鹿児島港内を南西進中、船長Bが、左舷船首方に錨泊するA船を視認していたが、右舷船首方の進入船の方を見ていて、適切な見張りを行わなかったため、圧流されてA船に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、鹿児島港内において、A船が錨泊中、B船が南西進中、船長Bが、適切な見張りを行わなかったため、A船に接近していることに気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	